

(案)

環境建設委員会報告書

平成27年 月 日

北九州市議会議長 戸 町 武 弘 様

環境建設委員会委員長 大久保 無 我

本委員会は、次の事件について調査を終了したので、北九州市議会会議規則第101条の規定により報告します。

記

1 調査事件

(1) 環境未来都市にふさわしいまちづくりについて

本市は、「地域や都市（まち）の中で人が輝く、賑わい・安らぎ・活力のあるまち」をコンセプトに、環境未来都市づくりを進めている。

本委員会は、そのコンセプトを実現するための取り組みについて調査を行うこととした。

(2) 公園事業について

本市の市民一人当たりの都市公園面積は政令指定都市中上位にあり、市民の憩いの場として計画的に整備が進められている。

本委員会は、これらの整備や維持管理の現状を把握し、今後の公園整備のあり方について調査を行うこととした。

(3) 自転車事業について

本市では、過度のマイカー利用から公共交通や自転車などへの利用転換を図り、世界の環境首都にふさわしい交通体系の実現に向けた取り組みが進められている。

本委員会は、自転車が特に環境に優しい点に着目し、その利用環境のあり方について調査を行うこととした。

(4) 家庭ごみ等の集積ルールのあり方について

近年、一部地域においてカラス等により、ごみステーションに集積された家庭ごみが荒らされるケースがふえており、社会問題となっている。

本委員会は、こうした現状に鑑み、家庭ごみ等の集積ルールのあり方について調査を行うこととした。

2 調査の経過及び結果

(1) 環境未来都市にふさわしいまちづくりについて

(案)

- 平成 25 年 7 月 7 日 環境建設委員会
小型電子機器等の再資源化促進事業について、当局から説明を受けた。
小型電子機器等に含まれる貴金属、レアメタルなどを再資源化するため、実証実験で行っているボックスによる回収に加え、粗大ごみからの選別による回収に取り組むものである。
- 平成 26 年 8 月 4 日 環境建設委員会
北九州市水素供給拠点形成連絡会議の設立について、当局から説明を受けた。
当会議は、水素ステーション設置事業者、自動車メーカーなどの企業、学識経験者、行政で組織され、水素に関する情報共有、意見交換等を行うとともに、水素エネルギー需要を喚起して水素の地産地消の可能性を検討し、普及拡大につなげることを目的とするものである。
- 平成 26 年 11 月 19 日 視察（日明環境センター）
水素燃料電池電気自動車（公用車）について、視察を行った。
- まとめ
環境未来都市の実現に向けた取り組みは、いずれも有意義であるものと思われる。今後も市民環境力の持続的発展や低炭素社会づくり、循環型社会づくりなど、市民、NPO、事業者と連携したさまざまな環境施策に積極的に取り組まれることを望みたい。また、取り組みによって得られた成果を国内外に発信し、本市の市民環境力の高さのアピールにも努められたい。
なお、調査の過程において委員から、次のような意見があった。
 - ・ 小型電子機器等の回収に当たっては、多様な回収方法を検討し、回収量の確保に取り組まれない。
 - ・ レアメタルの他国への流出を防ぐことで、資源の確保に努められたい。
 - ・ 小型電子機器等回収の際、個人情報の流出防止に細心の注意を払われたい。
 - ・ 水素供給拠点形成連絡会議においては、水素社会に対するイメージ戦略についても議論してほしい。
 - ・ 同会議はできるかぎり公開としてほしい。
 - ・ 本市公用車に水素燃料電池自動車をより多く導入すべきである。
 - ・ 水素社会の実現に向け他都市に先駆けた事業の実施と成果を求める。

(2) 公園事業について

- 平成 25 年 5 月 23 日 視察（神戸市みなとのもり公園）
神戸市は、阪神淡路大震災の復興のシンボル事業として、市民との協働により、都心の防災機能を強化する公園として震災復興記念公園（みなとのもり公園）を整備した。公園の整備及び管理運営は市民を主体としたワークショップや運営会議が行っており、スポーツ関係者や若者の意見を広く取り入れている。
- 平成 26 年 2 月 5 日 環境建設委員会
本市公園事業について、基本計画の概要やこれまでの取り組みの主な成果、

(案)

新たなニーズに対応する取り組みなどについて、当局から説明を受けた。

○ まとめ

本市では、「北九州市緑の基本計画」に基づき「パノラマの緑とまちの緑がいきづく環境首都・北九州」の実現に向けた公園整備が進められている。今後も「住みたい、住み続けたい」と思える緑豊かな町の実現に向けて公園整備に取り組まれない。

なお、調査の過程において委員から、次のような意見があった。

- ・ 離島でも公園緑地の整備を進められたい。
- ・ 子供たちが伸び伸びと遊ぶことのできる公園整備を検討してほしい。
- ・ 公園の統廃合については、市が地域住民と十分に協議し対応していただきたい。
- ・ 遊具などの損傷防止に向け、啓発などの取り組みを進められたい。
- ・ 樹木等への名札や名称などを記した看板等の設置を拡充されたい。

(3) 自転車事業について

○ 平成 25 年 5 月 15 日 環境建設委員会

北九州市自転車利用環境計画の実施状況について、当局から説明を受けた。

自転車走行空間や駐輪施設などのハード施策に加え、ルール・マナー教育、利用促進などのソフト施策も含め、自転車利用環境の向上を総合的に図る計画としている。

○ 平成 25 年 5 月 21 日 視察（名古屋市）

名古屋市は、平成 12 年度に「名古屋市自転車利用環境整備基本計画」を策定し、快適かつ安全な自転車走行空間の整備を推進している。また、平成 17 年度に「有料自転車駐車場整備 5 年計画」を策定し、駅周辺の自転車駐車場の有料化を重点的に実施し、自転車利用の適正化を推進している。

○ まとめ

本市では、自転車利用環境計画に基づき、自転車の利用環境を向上させるためのさまざまな取り組みが行われている。引き続き自転車利用環境計画を着実に実行し、ハード整備とあわせて、自転車利用に対する市民意識の向上が図られることを期待する。

なお、調査の過程において委員から、次のような意見があった。

- ・ 自転車レーン内の駐車車両対策について、他局と連携して対応を検討されたい。
- ・ 都心部や郊外など地域に応じた走行空間の整備やソフト施策を検討されたい。
- ・ 自転車事故の現状把握と事故防止に向けた取り組みが必要である。
- ・ 無料の自転車駐車場の整備について検討されたい。
- ・ 自転車利用者のマナー向上のためには学校や交通公園における指導や啓発

(案)

活動の強化が必要である。

(4) 家庭ごみ等の集積ルールのあり方について

○ 平成 25 年 5 月 22 日 視察（静岡県掛川市）

掛川市は、焼却場の閉鎖に伴い、行財政改革の一環として平成 18 年からごみ削減に取り組んでいる。指定袋への記名制を導入するなど特徴的な取り組みによりごみ減量が進み、平成 23 年度には、人口規模別のごみ排出量が全国で最小になっている。

○ 平成 25 年 10 月 30 日 環境建設委員会

本市における現行のごみ出しルールやごみステーションの設置及び管理の状況、ごみ出しのルール違反の状況などについて、当局から説明を受けた。

○ 平成 26 年 5 月 21 日 視察（千葉市）

千葉市は、平成 22 年 9 月に「廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例」の一部を改正し、ルール違反者に対し改善を促す手段として最終的に過料を課す規定を設けた。現在まで過料の適用事例はないが、ルール違反者への抑止効果を期待しているとの見解であった。

○ 平成 26 年 5 月 22 日 視察（静岡県富士市）

富士市では、市のごみ出しルールに特化した市民専用のスマートフォン用アプリを企業と共同開発し、このアプリを活用したごみ削減に努めている。ごみ分別の単語検索、ごみの分け方便利帳概要版、地区別の収集日などごみに関するツールのほか、ごみに関するクイズやごみ減量家計簿への参加を促し、参加者には飲食店のクーポン券を提供するなど、楽しみながら知識やマナーを身につけられる内容となっている。

○ 平成 26 年 5 月 28 日 環境建設委員会

ステーション実態調査の結果について、当局から説明を受けた。

○ 平成 26 年 7 月 4 日 環境建設委員会

ごみステーションのあり方に関する検討方針について、学識経験者、市民や事業者の代表など幅広い委員から構成される北九州市環境審議会に諮問する旨、当局から説明を受けた。

○ 平成 26 年 7 月 18 日及び 8 月 1 日 環境建設委員会

ごみステーションの実態を把握するため、実態調査の実施について委員間討議を行った。

○ 平成 26 年 8 月 1 日～31 日 ごみステーションの実態調査

各委員が衛生総連合会の区会長や自治会長、地域住民からの実情聴取を含むごみステーション実態調査を行った。

○ 平成 26 年 10 月 15 日 環境建設委員会

各委員からごみステーションの実態調査の結果について報告が行われた。

○ 平成 26 年 11 月 5 日 環境建設委員会

(案)

これまでの議論や実態調査の結果を踏まえ、ごみステーションの現状と対応について、委員間討議及び当局との質疑応答を行った。

○ 平成 26 年 12 月 17 日 環境建設委員会

本事件について取りまとめを行うための委員間討議を行った。

○ まとめ

現行の家庭ごみ等の収集制度は、廃棄物処理法、市条例、市一般廃棄物処理実施計画に基づき実施しているが、ステーションの設置者、管理者、市や市民の責務、また収集曜日や時間については具体的に規定されていない。現行制度の運用のための詳細なルールは、市と衛生総連合会を主体とした地域がその都度協議し、地域住民の理解と協力を得て、40 年間の長きにわたり、双方の信頼関係の中で築き上げられてきたものである。

ごみ出しのルールやマナーを法制化し、市の指導を強化することも問題を解決するための一つの手法だと思われる一方、市と地域が長年築き上げてきた信頼関係を揺るがす懸念がある。法制化については、衛生総連合会など関係者との十分な協議と慎重な検討が必要である。

本委員会としては、当面ごみステーションの美観の維持を含め、家庭ごみ等の集積ルールについては、まずは、市と地域住民に委ね、今後の推移を見守ることとする。

なお、調査の過程における委員の意見を別添資料にまとめた。市当局において、本事件の報告書を参考に家庭ごみ等の集積ルールのあり方についての検討が進められることを大いに望みたい。